



国民の最大の関心事である 「食の安全」を守るために。

新しく食品安全担当大臣に就任した高市早苗衆議院議員が
第165回食品安全委員会会合(10月26日)に出席し、挨拶いたしました。

平成15年7月に食品安全基本法が施行され、食品安全委員会が発足してから約3年3ヶ月が経過しました。食品安全委員会および各専門調査会の皆様におかれましては、国民の健康の保護を最優先に考えていただき、これまで科学に基づく食品安全行政が着実に展開されてきたところと思います。そのご尽力に敬意を表し、また感謝いたします。

今や国民にとって「食の安全」は最大の関心事だと言っても過言ではありません。私自身も、女性の会や教育者関係の会などで、食の安全確保のために最善を尽くすよう、たくさんのお声を頂戴しております。

そこで、食品安全委員会におかれましては、まず、科学に基づく食品安全行政を推進する上で最も重要な、客観的かつ中立公正なリスク評価の実施、それから食品の安全性に関する国内外の情報収集・整理をしっかりといただき、重大な食品事故等の緊急時において的確な対応をしていただくこと、また、ぜひとも委員会から正確でわかりやすい情報を発信すること、さらには、消費者など関係者との情報・意見交換により積極的に取り組んでいただくことなどを、あらためてお願いする次第です。どうぞ、よろしく願います。

「食の安全ダイヤル」をご活用ください。

食品安全委員会では「食の安全ダイヤル」を、皆様の生の声をお聞きできる重要な情報・意見交換の場として位置づけております。

お寄せいただいた主な質問についてはQ&Aの形でホームページに掲載し、随時更新しています。どうぞ、積極的にご活用ください。

●「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問：
<http://www.fsc.go.jp/koukan/qa1508.html>

「食の安全ダイヤル」

03-5251-9220・9221

●受付時間:10:00~17:00/月曜~金曜(ただし祝日・年末年始はお休みです)

電子メールでも受け付けております。

食品安全委員会ホームページ(<http://www.fsc.go.jp/>)のトップ画面「相談受付」より、食の安全ダイヤル(メール窓口)へお進みください。

食の安全Q&A

皆様から寄せられた質問をご紹介します。テーマは「残留農薬」です。

Q1 すべての農薬の残留が規制されているのですか？

A 本年5月から、ポジティブリスト制度という規制が導入され、原則的にすべての農薬に残留基準が設定されました。

リストにある農薬には残留基準値が決められています。また、リストにないものについても0.01ppm以下という一律基準が設定されており、これを超えて農薬が残留する食品は流通が禁止されます。これらの規制は国産品にも輸入品にも適用されます。

なお、現在暫定的に設定されている残留農薬の基準値については、食品安全委員会が行うリスク評価を踏まえ、順次見直しが行われる予定です。

Q2 輸入野菜は、残留農薬が多そうで不安なのですが？

A 輸入野菜についても、国産野菜と同様に、農薬の残留基準が決められており、基準値を超える野菜は流通が禁止されます。

食品安全委員会がリスク評価を行い、人が一生涯毎日摂取し続けても健康に影響しない量(一日摂取許容量:※ADI)を設定し、これを超えて農薬を摂取することのないように残留基準値が定められています。このしくみにより輸入農産物についても安全性が確保されています。

なお、輸入食品については野菜に限らず、全国の検疫所において随時抜き取り検査が行われています。

Q3 残留農薬はおなかの赤ちゃんに影響はないでしょうか？

A 農薬のリスク評価では、親が摂取した農薬が子に及ぼす影響を、動物を使って二世にわたって調べる繁殖試験や、妊娠した動物に農薬を投与して胎児への影響を調べる催奇形性試験など、さまざまな動物実験の結果を踏まえ、次世代への影響が出ないように一日摂取許容量(※ADI)が設定されています。

農薬の残留基準を決める際も、国民の平均的な食品摂取量のほかに、妊婦や小さい子供についても配慮した上で基準が設定されています。

※ADI:人が一生にわたって毎日摂取し続けたとしても有害な影響が認められない量。各種動物試験で毒性が認められなかった量の中での最小値(無毒性量)を求め、これを十分な安全性を確保するための安全係数(通常100)で除した値とされる。体重1kg当たりの量として「mg/kg体重/日」と表す。